

## 人事異動等に伴う申告要領の制定について（例規通達）

人事異動等の申告要領については、従来から慣習として一応定型化し、実践されてきたところであるが、成文規定がないため、ときにはその要領を得ない場合も見受けられたので、この度、従来の申告方法を改善し、別添のとおり「人事異動等に伴う申告要領」を制定したので、今後はこの要領によって適正な申告が行われるよう部下職員に周知徹底されたく通達する。

別添

### 人事異動等に伴う申告要領

（趣旨）

第1 この要領は、警察職員が人事異動等に際して行う申告について、必要な事項を定めるものとする。

（申告の本旨）

第2 申告は、警察職員が人事異動等に際し、親愛の情と感激の念をもって、その決意を表明するものであるから、粗略に流れ、又は形式に墮してはならない。

（申告を行う場合）

第3 申告は、次の場合に行うものとする。

- 1 採用、配置換え、昇任、併任（併任解除を含む。）、職務代理（職務代理解除を含む。）の場合
- 2 学校入校、卒業、修了の場合
- 3 部外への派遣及び出向の場合
- 4 外国出張の場合
- 5 警察庁又は他の都道府県警察へ転出するために辞職する場合

（申告の対象）

第4 申告の対象は、特に指定する場合を除き、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（申告の用語）

第5 申告の用語は、別表第3に定める例のとおりとする。

（申告の方法）

第6 申告は、警察礼式（昭和29年国家公安委員会規則第13号）第18条及び第26条の規定により、室内においては、上官の席から約3歩（室外の場合は約6歩）のところで敬礼を行った後申告を実施し、再び敬礼を行って退去するものとする。

2名以上の申告者が同時に申告する場合には、そのうち上級者又はあらかじめ定められた者の「敬礼」（室外の場合は「注目」以下同じ。）の号令で一斉に敬礼（室外の場合は制私服員とも注目）を行った後、申告を実施し、再び一斉に敬礼を行って退却するものとする。

（申告の特例）

第7 申告すべき対象者（新所属の対象者を除く。）が不在等のため申告ができない場合は、これに代わるべき者に、その旨を告げることによって、申告に代えることができる。

（服装）

第8 申告の際の服装は、常装とする。ただし、特別の理由によりこれにより難しいときは

私服で、盛夏の略装着用中は、その服装で差し支えないものとする。

※ 別表省略